

山口市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項及び山口市子ども・子育て支援事業計画に定める地域子育て支援拠点事業の充実を図るため、社会福祉法人が行う地域子育て支援拠点事業所の施設整備に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、山口市地域子育て支援拠点事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）別表第1に掲げる地域子育て支援拠点施設を設置する社会福祉法人とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、国が定める次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（以下、「国交付要綱」という。）6の（5）に掲げる表（1）ウに規定する施設に係る施設整備とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、国交付要綱8のイ（ア）に規定する別表1-1に掲げる対象経費とする。

2 ただし、次に掲げる経費については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舍に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備として適当と認められない費用

(補助金の額)

第5条 第3条の施設整備事業に係る補助金の額は、国交付要綱8のイにより算出した額とする。

2 前項により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 この補助を受けようとする補助対象者は、山口市次世代育成支援対策施設整備事前協議書（様式第1号）を工事開始年度の前年度で、市長が指定する日までに関係書類を添えて提出しなければならない。この場合において、市長は、工事内容等について必要度合いや優先順位等を検討し、地域子育て支援拠点施設の維持や財政運営等について指導することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、山口市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付申請書（様式第2号）を関係書類とともに、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の決定等)

第8条 申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、山口市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請手続き)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合は、第7条に定める申請手続きに従い、山口市次世代育成支援対策施設整備費補助金変更交付申請書（様式第4号）を関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 交付金の交付の対象となった施設整備事業に係る工事に着工したときは、様式第5号により工事に着工した日から7日以内に、また、工事進捗状況については様式第6号により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 第8条の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事業を完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、山口市次世代育成支援対策施設整備費補助金実績報告書(様式第7号)を関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山口市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付確定通知書（様式第8号）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定による補助金の交付額の確定後、交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、山口市次世代育成支援対策施設整備費補助金精算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、第8条第2項の規定により交付決定した額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

3 交付決定者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、山口市次世代育成支援対策施設整備費補助金概算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第14条 補助金の交付を受けた交付決定者は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(報告及び検査)

第15条 市長は、交付決定者に対して定期的な報告を求め、若しくは当該補助金の使用について必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条に規定する事前協議は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。